

「公民館の設置及び運営基準に関する基準」の取扱いについての通知

(文科省 HP より)

「公民館の設置及び運営に関する基準」の取扱いについて

文社施第五四号 昭和三五年二月四日

各都道府県教育委員会あて

文部省社会教育局長通達

「公民館の設置及び運営に関する基準」の取扱いについて

さきに告示された「公民館の設置及び運営に関する基準」(昭和三四年文部省告示第九八号)は一月二〇日付で送付いたしました。この基準の取扱いにあつては別紙の各事項を十分留意の上、周知徹底をはかり、基準施行に遺憾のないよう適切な指導をお願いします。

(本文略)

以上のほか次の諸点について留意されたい。

(1) 公民館の呼称

公民館の呼称は異なる内容のものをも同一の呼称を用いているなど様々で、調査等に不便なことが多いので今後は、なるべく次のようなものを用いること。

(イ) 市町村の全地域を対象区域とする公民館の場合

〇〇市(市立)公民館

または

〇〇市(市立)中央公民館

(ロ) 一定区域を対象区域とする公民館の場合

〇〇市(市立)〇 〇公民館

(地区名)

ただし、基準第七条の公民館は(イ)の呼称を用いてさしつかえない。

(ハ) 分館の場合

(イ)の公民館に所属する場合

〇〇市(市立)公民館〇〇分館

または

〇〇市(市立)中央公民館〇〇分館

(ロ)の公民館に所属する場合

〇〇市(市立)〇 〇公民館〇〇分館

(地区名)

なお、従来の支館、分室等の名称はなるべく避けるようにされたい。

また、(イ)(ロ)の対象区域内に設けられる所謂部落立等の類似施設の場合の呼称はなるべく次のようにされたい。

〇〇市〇〇町内公民館

または

〇〇市〇〇部落公民館

または

〇〇市〇〇地区〇〇町内(部落)公民館

(2) 報告

公民館を設置したときは、社会教育法第二五条によつて都道府県の教育委員会に報告しなければならないことになっているが、設置当時の報告事項中変更が行われても報告しないため、事務上支障をきたしているので今後は変更の都度、報告することはもとより、次の事項の実施に関しとくに指導されたい。

(イ) 定期的に、できれば毎年四月一日現在で公民館の設置状況(公民館名、館長名、所在地、建物の面積、設置年月日、対象区域の面積、職員数、設備品目等)に関し、その変動について報告させること。

(ロ) 都道府県教育委員会は管下の公民館の報告台帳を整備し、報告事項を登載すること。

(ハ) 類似施設についても上記に準じて常に現状がわかるように努めること。

(3) 運営

公民館の運営については、次のことに留意してその利用上の効率を増大するよう努めなければならない。

(イ) 公民館の事業は教育委員会の教育計画を考慮するとともに公民館運営審議会の活用をはかり、できるだけ重点的、計画的に実施するようにすること。

(ロ) 事業の実施にあたっては、社会教育委員、公民館運営審議会委員、体育指導委員、その他地域内の学識経験者、団体役員等ひろく住民の協力によるように努めること。

(ハ) 同一市町村内にある公民館はもとより、他の市町村の公民館も相互に緊密な連絡を保ち、施設、設備、教材を効果的に利用するように努めるほか、図書館、博物館、学校等との連携を強化して職員の協力、資料の提供を受けるとともにすすんでそれらの館外活動、校外活動に協力するなど公民館活動の充実を図るよう努めること

公民館の設置及び運営に関する基準 (平成 15 年 6 月 6 日 文部科学省告示第 112 号)

(趣旨)

第 1 条

この基準は、社会教育法 (昭和 24 年法律第 207 号) 第 23 条の 2 第 1 項の規定に基づく

公民館の設置及び運営上必要な基準であり、公民館の健全な発達を図ることを目的とする。

2 公民館及びその設置者は、この基準に基づき、公民館の水準の維持及び向上に努めるものとする。

(対象区域)

第2条

公民館を設置する市（特別区を含む。以下同じ。）町村は、公民館活動の効果を高めるため、人口密度、地形、交通条件、日常生活圏、社会教育関係団体の活動状況等を勘案して、当該市町村の区域内において、公民館の事業の主たる対象となる区域（第6条第2項において「対象区域」という。）を定めるものとする。

(地域の学習拠点としての機能の発揮)

第3条

公民館は、講座の開設、講習会の開催等を自ら行うとともに、必要に応じて学校、社会教育施設、社会教育関係団体、NPO（特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する特定非営利活動法人をいう。）その他の民間団体、関係行政機関等と共同してこれらを行う等の方法により、多様な学習機会の提供に努めるものとする。

2 公民館は、地域住民の学習活動に資するよう、インターネットその他の高度情報通信ネットワークの活用等の方法により、学習情報の提供の充実に努めるものとする。

(地域の家庭教育支援拠点としての機能の発揮)

第4条

公民館は、家庭教育に関する学習機会及び学習情報の提供、相談及び助言の実施、交流機会の提供等の方法により、家庭教育への支援の充実に努めるものとする。

(奉仕活動・体験活動の推進)

第5条

公民館は、ボランティアの養成のための研修会を開催する等の方法により、奉仕活動・体験活動に関する学習機会及び学習情報の提供の充実に努めるものとする。

(学校、家庭及び地域社会との連携等)

第6条

公民館は、事業を実施するに当たっては、関係機関及び関係団体との緊密な連絡、協力等の方法により、学校、家庭及び地域社会との連携の推進に努めるものとする。

2 公民館は、対象区域内に公民館に類似する施設がある場合には、必要な協力及び支援に努めるものとする。

3 公民館は、その実施する事業への青少年、高齢者、障害者、乳幼児の保護者等の参加を促進するよう努めるものとする。

4 公民館は、その実施する事業において、地域住民等の学習の成果並びに知識及び技能を生かすことができるよう努めるものとする。

(地域の実情を踏まえた運営)

第7条

公民館の設置者は、社会教育法第29条第1項に規定する公民館運営審議会を置く等の方法により、地域の実情に応じ、地域住民の意向を適切に反映した公民館の運営がなされるよう努めるものとする。

2 公民館は、開館日及び開館時間の設定に当たっては、地域の実情を勘案し、夜間開館の実施等の方法により、地域住民の利用の便宜を図るよう努めるものとする。

(職員)

第8条

公民館に館長を置き、公民館の規模及び活動状況に応じて主事その他必要な職員を置くよう努めるものとする。

2 公民館の館長及び主事には、社会教育に関する識見と経験を有し、かつ公民館の事業に関する専門的な知識及び技術を有する者をもって充てるよう努めるものとする。

3 公民館の設置者は、館長、主事その他職員の資質及び能力の向上を図るため、研修の機会の充実に努めるものとする。

(施設及び設備)

第9条

公民館は、その目的を達成するため、地域の実情に応じて、必要な施設及び設備を備えるものとする。

2 公民館は、青少年、高齢者、障害者、乳幼児の保護者等の利用の促進を図るため必要な施設及び設備を備えるよう努めるものとする。

(事業の自己評価等)

第10条

公民館は、事業の水準の向上を図り、当該公民館の目的を達成するため、各年度の事業の状況について、公民館運営審議会等の協力を得つつ、自ら点検及び評価を行い、その結果を地域住民に対して公表するよう努めるものとする。

附則

この告示は、公布の日から施行する。

(生涯学習政策局社会教育課)